

「均等割」「所得割」「森林環境税」について

○均等割 税金を負担する能力のある方から均等に負担していただくものです。

年税額 一律 4,000 円（市民税 3,000 円、県民税 1,000 円）

均等割額は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間、臨時的に年額 1,000 円が加算され賦課徴収されていましたが、この臨時的措置が終了し、令和 6 年度から新たに森林環境税が課税されます。

○所得割 個人の前年所得に応じて負担していただくものです。
税額の計算方法は次のとおりです。

$$\text{課税所得金額}^{*1} \times \text{税率 } 10\%^{*2} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$$

*1 所得金額 - 所得控除額 = 課税所得金額

*2 市民税 6%・県民税 4%

○森林環境税 令和 6 年度より、個人住民税の均等割と併せて、国税として一人年額 1,000 円を市区町村が賦課徴収するものです。

年税額 一律 1,000 円（国税）

★市・県民税均等割と森林環境税の推移

